

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休業日、  
その翌日)

## 目次

◇ 告 示 昭和四十七年鳥取県事業所経済調査要綱

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十三号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十七年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十七年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 調査の目的

昭和四十七年鳥取県事業所経済調査要綱

この調査は、本県における鉱業、建設業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業(以下「鉱業等」という。)を営む民営の事業所の経営の実態を把握し、県民

所得統計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査の範囲

この調査は、本県において鉱業等を営む民営の事業所のうち、知事が別に定める方法によつて抽出したもの(以下「調査事業所」という。)について行なう。

### 三 調査事項

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業内容
- 4 従業者数
- 5 損益計算及び営業費用の内訳
- 6 年間設備投資及び建設仮勘定の増減額
- 7 棚卸資産在庫額

### 四 調査の対象となる期間

昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで又はこの期間を最も多く含む調査事業所の一の事業年度若しくは営業年度の期間とする。

### 五 調査の期日

- 1 卸売・小売業については、昭和四十七年五月一日現在によつて行なう。
- 2 その他の業種については、昭和四十七年七月一日現在によつて行なう。

### 六 調査の方法

- 1 卸売・小売業については、通商産業大臣が行なう商業統計調査に付

帯して行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

2 その他の業種については、知事が市町村に置く調査員を通じて行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する。ただし一部の調査事業所については、知事が直接郵送調査を行なう。

#### 七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査事業所の所在する市町村の長を経由して、卸売・小売業については、昭和四十七年六月二十日までに、その他の業種については昭和四十七年八月三十一日までにそれぞれ知事に提出する。

#### 八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。